

機構施設向けのガイドライン（令和3年10月29日現在）

項目	満たすべき具体的条件
入場条件	・アプリ（COCOAまたは大阪コロナ追跡システム）への登録を啓発する（QRコードの掲出）。
	・サーモグラフィー等で検温の上、入場頂く。
	・マスクの着用を求め、未携帯の人には購入・着用を求める。
	・感染の恐れのある人については、入館をお断りする。
受付・案内	・電子チケットや整理券の活用を含め、待ち列や受付での対人距離を確保する（できるだけ2m（最低1m））を目安に待機間隔・位置を明示する）。
	・受付など対面場所では、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽し、必要に応じてフェイスガードを着用する。
	・キャッシュレス決済等の活用により、できる限り手と手の接触を避け、やむを得ない場合（発券、整理券配布、現金取り扱い時）は手袋を着用する。
	・入口での手指の消毒液の設置と入館者への消毒を要請する。
展示室内	・展示室内の滞留人数の制御（総滞留人数を把握し、設定範囲内（※1）に制御）と密が発生しない（できるだけ2m（最低1mの間隔））程度の間隔の確保に努める。
	・展示室内でのトークイベントやワークショップは十分な対人距離（できるだけ2m（最低1mの間隔））を確保の上、実施する。
	・触れることが目的の展示物（ハンズオンやタッチパネル等）は適切な回数（可能な限り、都度）の消毒を行う。
	・不特定多数の手が触れるような手すり、EV等のボタン等（※2）は定期的に、音声ガイドや車椅子等の貸与品は使用の都度、消毒する。
	・休憩用のソファ等の使用については、人と人との間隔（できるだけ2m（最低1mの間隔））確保を条件とする。
	・特定展示物への集中を回避する措置を講じるとともに、大声での歓声・声援等は禁止し、集団行動や会話を控える注意喚起を表示する。
	・館内での掲示や放送（概ね、午前・午後各2回）を通じて、注意事項の遵守や消毒の励行等を促す。
	・展示室内に手指の消毒設備を設置する。 ・CO2測定装置等の活用等、展示室内の換気（空調制御）を行う。※1時間2回以上、1回に5分間以上
トイレ	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
	・トイレの蓋をして汚物を流すよう表示する（※蓋が整備されているトイレが対象）。
	・ハンドドライヤーは使用禁止にする。
清掃・消毒	・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて通常の清掃を行う。
	・不特定多数が触れる環境表面（※2）を、開館前、開館中、終業時に清拭消毒する。
	・複数の人の手が触れる場所（※3）を適宜消毒する。
広報	・本ガイドラインに従った取組を行う旨を施設のWEBサイト等で公表する。